

第3回 名寄市立大学在り方検討委員会

日時：令和7年4月22日（火）

18時00分～

場所：名寄市役所名寄庁舎 4階第一委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 情報提供

4 議 事

(1) 中央教育審議会（答申）要旨について

(2) 公立大学法人制度について

5 先進事例紹介

6 そ の 他

7 閉 会

[会議資料]

別添資料一覧

名寄市立大学在り方検討委員会委員

令和7年4月1日現在

任期：令和6年12月1日～令和8年3月31日

	区分	所属	役職・氏名	備考
1	学識経験者	北海道大学大学院農学研究院 (道北の地域振興を考える研究会長)	准教授 清水池義治	第3条2項1号委員
2	医療・栄養	名寄市立総合病院	事業管理者 和泉裕一	第3条2項2号委員
3	社会福祉	名寄市社会福祉協議会	事務局長 天野信二	第3条2項2号委員
4	保育・幼児	名寄幼児教育・保育振興会	名寄幼稚園長 尾崎良雄	第3条2項2号委員
5	産業	名寄商工会議所	専務理事 臼田進	第3条2項3号委員
6	金融	北星信用金庫	執行役員地域支援部長 木全哲也	第3条2項3号委員
7	市民	町内会連合会	会長 猿谷繁明	第3条2項3号委員
8	大学	名寄市立大学	学長 家村昭矩	第3条2項4号委員
9	教育	士別翔雲高等学校（連携協定締結）	校長 佐藤敬二	第3条2項4号委員
10	北海道	北海道保健福祉部 (子ども施策連携担当局長)	参与 竹澤孝夫	第3条2項4号委員
11				
12				
13				
14				
15				

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

	特別委員 (アドバイザー)	北海道大学公共政策大学院	客員教授 石井吉春	第3条2項4号委員
	特別委員 (アドバイザー)	岩手県立大学	名誉教授 佐々木民夫	第3条2項4号委員

第3回名寄市立大学在り方検討委員会 資料

1	名寄市立大学令和7年度入学者選抜結果.....	1
2	2024（令和6）年度 名寄市立大学学生生活満足度調査 結果報告書（抜粋）..	2
3	我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨	12
4	公立大学法人制度に関する資料	
4-1	公立大学法人化に関する公立大学協会見解（抜粋） 2003.10.02.....	19
4-2	公立大学法人制度の概要.....	20
4-3	直営と公立大学法人による大学運営等の比較.....	22
4-4	公立大学法人化のメリット・デメリット.....	23

【別添冊子】

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）

令和7年2月21日 中央教育審議会

釧路公立大学資料一式

【机上配布】

- 1 名寄市立大学在り方検討委員会 委員名簿 令和7年4月1日現在
- 2 同特別委員略歴

①栄養学科

選抜区分	定 員	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			倍 率 (受/合)
			男	女		男	女		男	女		男	女	
学校推薦型	20(4)	31(5)	2	29	31(5)	2	29	23(3)	2	21	23(3)	2	21	1.3
一般前期	17	33	4	29	30	4	26	22	2	20	20	2	18	1.4
一般後期	3	31	4	27	8	2	6	3	1	2	2	0	2	2.7
社会人	若干	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計	40	96(5)	11	85	70(5)	9	61	48(3)	5	43	45(3)	4	41	1.5

※学校推薦型選抜の()は、地域指定枠で内数です。

②看護学科

選抜区分	定 員	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			倍 率 (受/合)
			男	女		男	女		男	女		男	女	
学校推薦型	25(5)	46(13)	0	46	46(13)	0	46	26(5)	0	26	26(5)	0	26	1.8
一般前期	23	82	7	75	75	7	68	31	2	29	30	1	29	2.4
一般後期	2	80	8	72	25	3	22	2	0	2	1	0	1	12.5
社会人	若干	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1.0
合 計	50	209(13)	15	194	147(13)	10	137	60(5)	2	58	58(5)	1	57	2.5

※学校推薦型の()は、地域指定枠で内数です。

③社会福祉学科

選抜区分	定 員	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			倍 率 (受/合)
			男	女		男	女		男	女		男	女	
学校推薦型	23(5)	28(7)	9	19	28(7)	9	19	26(5)	7	19	26(5)	7	19	1.1
一般前期	24	34	12	22	30	12	18	30	12	18	26	10	16	1.0
一般後期	3	49	18	31	9	4	5	8	3	5	7	3	4	1.1
社会人	若干	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	50	111(7)	39	72	67(7)	25	42	64(5)	22	42	59(5)	20	39	1.0

※学校推薦型選抜の()は、地域指定枠で内数です。

④社会保育学科

選抜区分	定 員	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			倍 率 (受/合)
			男	女		男	女		男	女		男	女	
学校推薦型	25(5)	25(3)	2	23	25(3)	2	23	25(3)	2	23	25(3)	2	23	1.0
一般前期	22	20	2	18	19	2	17	18	2	16	10	2	8	1.1
一般後期	3	22	5	17	4	1	3	4	1	3	4	1	3	1.0
社会人	若干	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	50	67(3)	9	58	48(3)	5	43	47(3)	5	42	39(3)	5	34	1.0

※学校推薦型選抜の()は、地域指定枠で内数です。

2024（令和 6）年度
名寄市立大学学生生活満足度調査
結果報告書

（抜粋）

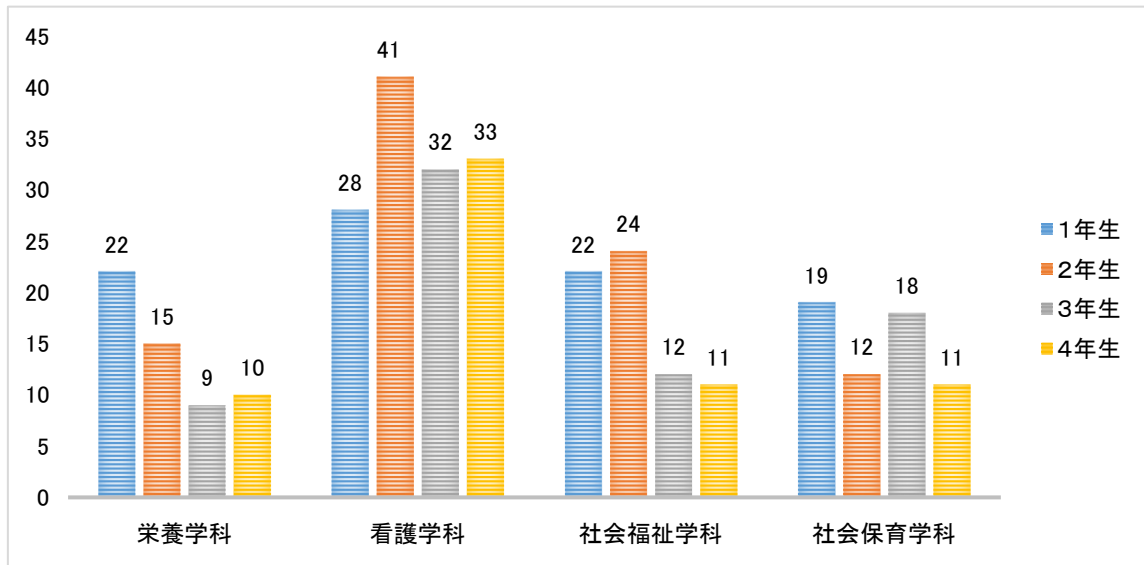
2025 年 3 月

II 調査結果

1. 回答者の状況

1) 回答状況

1. 学科・学年別回答者数



本アンケートの対象者(1月14日時点での在学者)は768名であるが、回答者数は319名にとどまった(回収率41.5%)。438名(57.3%)だった前回調査からするとかなり減少した。なお回答の平均時間は約5分で、前回調査(約8分)より短くなっている。

学科別に見た場合、看護学科が134名と突出しており、他は栄養学科56名、社会福祉学科69名、社会保育学科60名となっている。学年別では1年生91名、2年生92名、3年生71名、4年生65名。

全学科・学年で均一の高い回答率を得ることが今後の課題である。

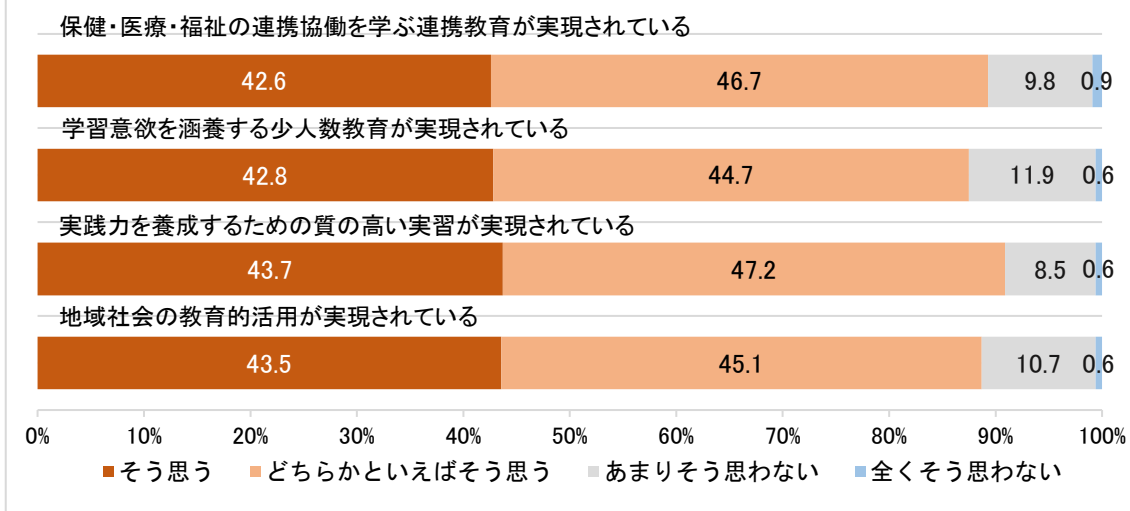
2. 学習に関わる満足度について

1) 本学の教育理念・目標は実現されているか

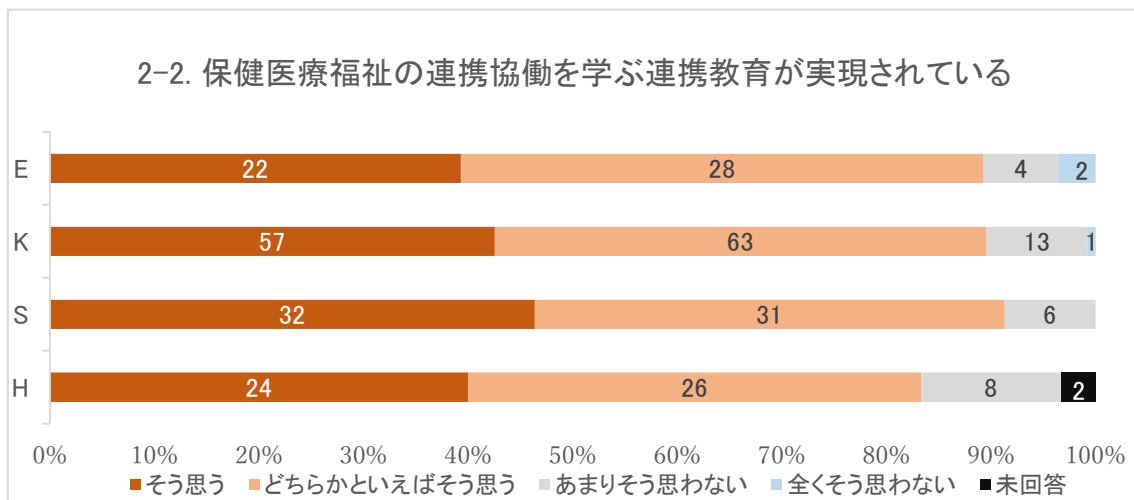
全体的に、前回と同様の結果となっている。前々回調査ではいずれも肯定的回答が75%程度であったが(コロナ禍初年度だったことの影響がうかがえる)、その後高水準で定着しているものと受け取れる。

ただし少人数教育に関しては、肯定的回答が前回91.8%から今回87.5%、否定的回答が8.3%から12.5%と、わずかにマイナス傾向を示した。

2-1. 本学の教育理念・目標は実現されているか

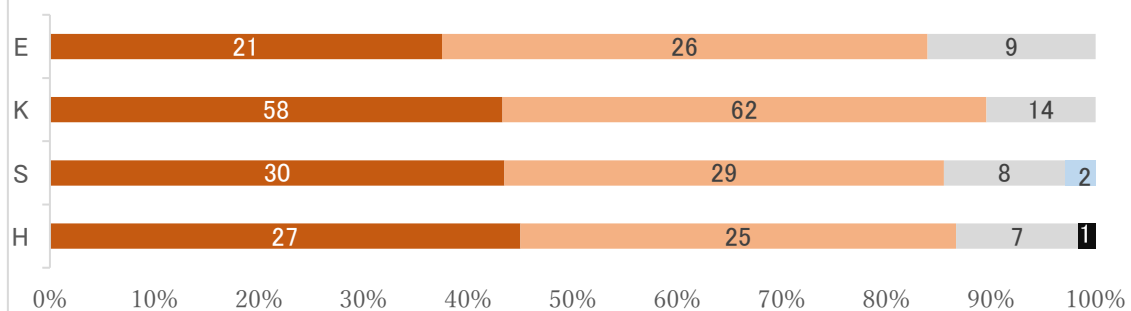


参考までに、学科別の回答の内訳も項目ごとに見てみる。



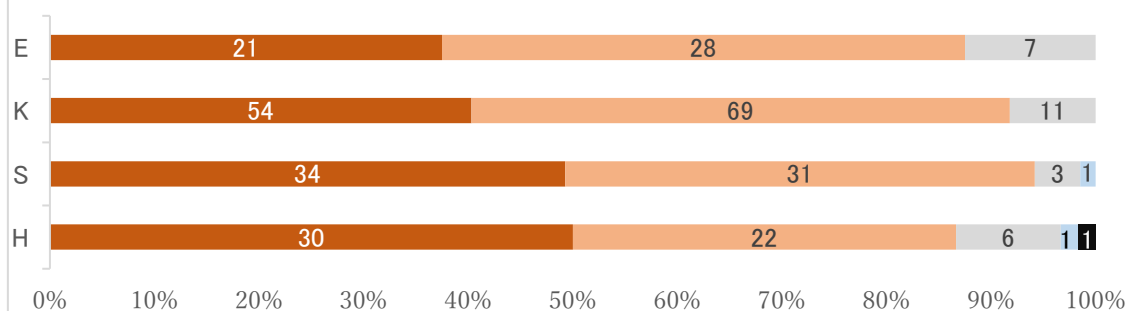
社会福祉学科で肯定的回答、特に「そう思う」が平均を上回る。

2-3. 学習意欲を涵養する少人数教育が実現されている



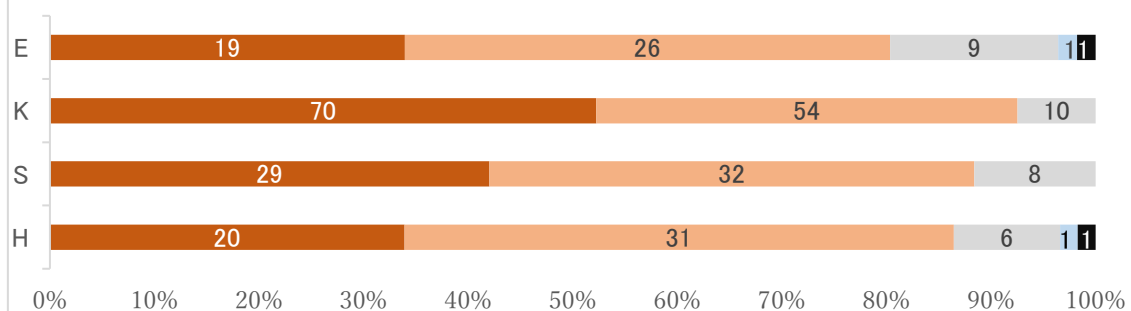
栄養学科で「そう思う」の割合がわずかに平均を下回る。

2-4. 実践力を養成するための質の高い実習が実現されている



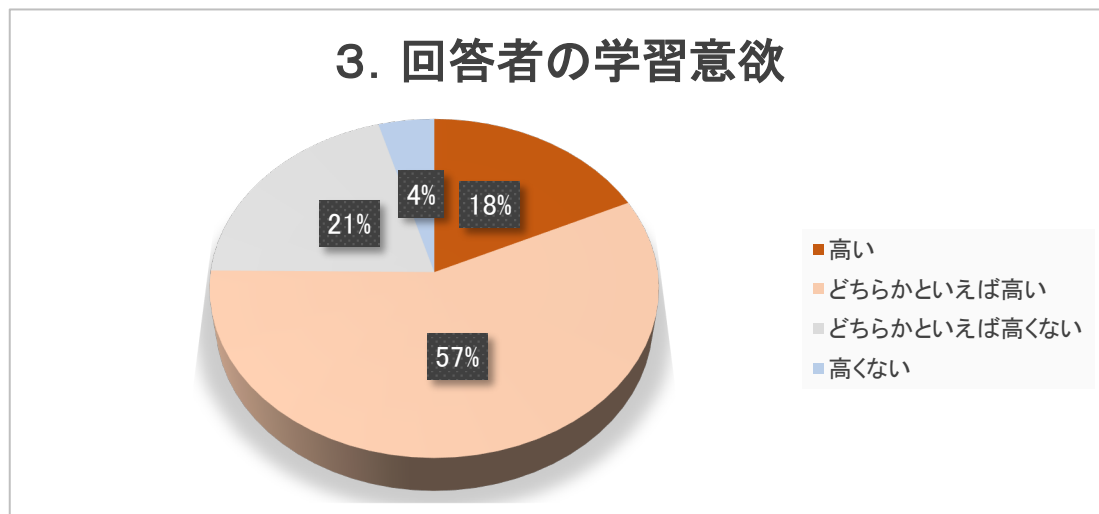
社会福祉学科の満足度が高い。社会保育学科も「そう思う」が5割に達した。

2-5. 地域社会の教育的活用が実現されている



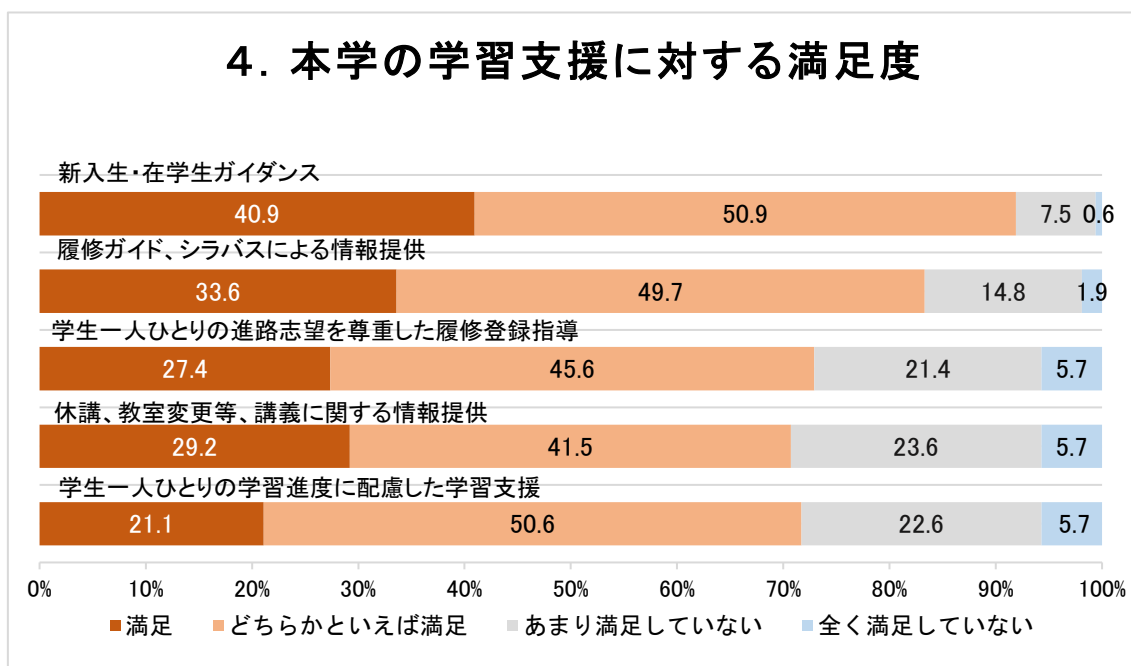
看護学科で「そう思う」が5割超となった。

2) 学習意欲の自認



74.9%の学生が学習意欲の高さを自認していた。前回調査では77.7%、前々回調査は80.2%であり、微減が続いている。

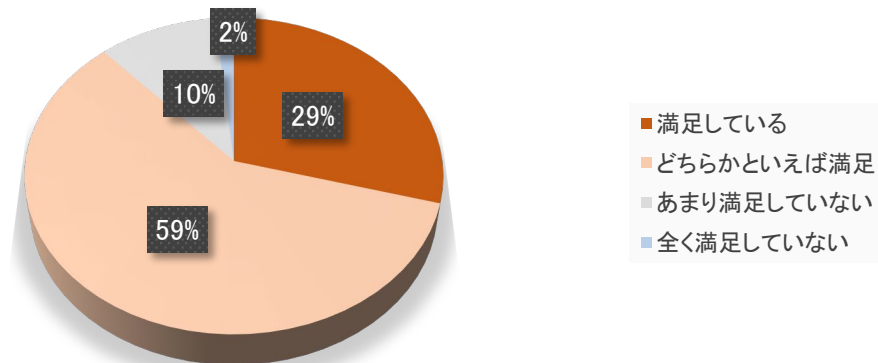
3) 学習支援に対する満足度



全体として、前回調査とほぼ同様の結果になった。ガイダンス、履修ガイド、シラバスについては満足度が高い。しかし個別の履修登録指導、情報提供、学習支援になるとやや不満が増える。自由記述では従来通り、講義の日程や教室変更の連絡を早くしてほしいという回答が目立つ。急な日程変更や補講が入ると、アルバイト勤務に支障が出て困るという意見が複数寄せられた。

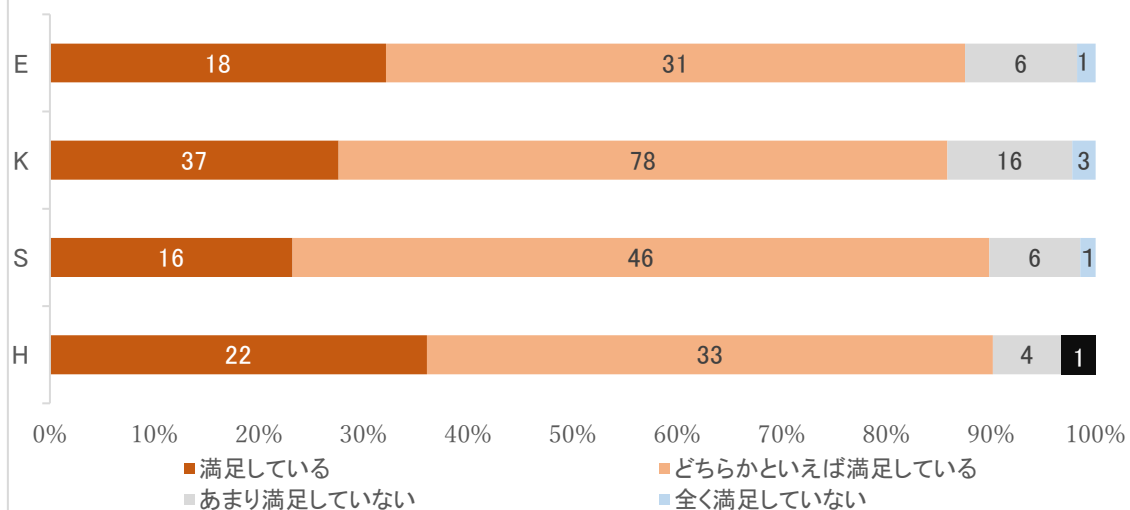
4) 教育全体に対する満足度

5-1. 本学における教育への全体的な満足度



「満足している」「どちらかといえば満足」の合計は88%となった。前回調査の90%に引き続き、高い水準を維持している。前々回調査は72.4%だったが、これにはコロナ禍初年度だったことの影響が指摘されていた。
念のため、学科別の結果も出してみる。

5-2. 本学における教育への全体的な満足度(学科別)

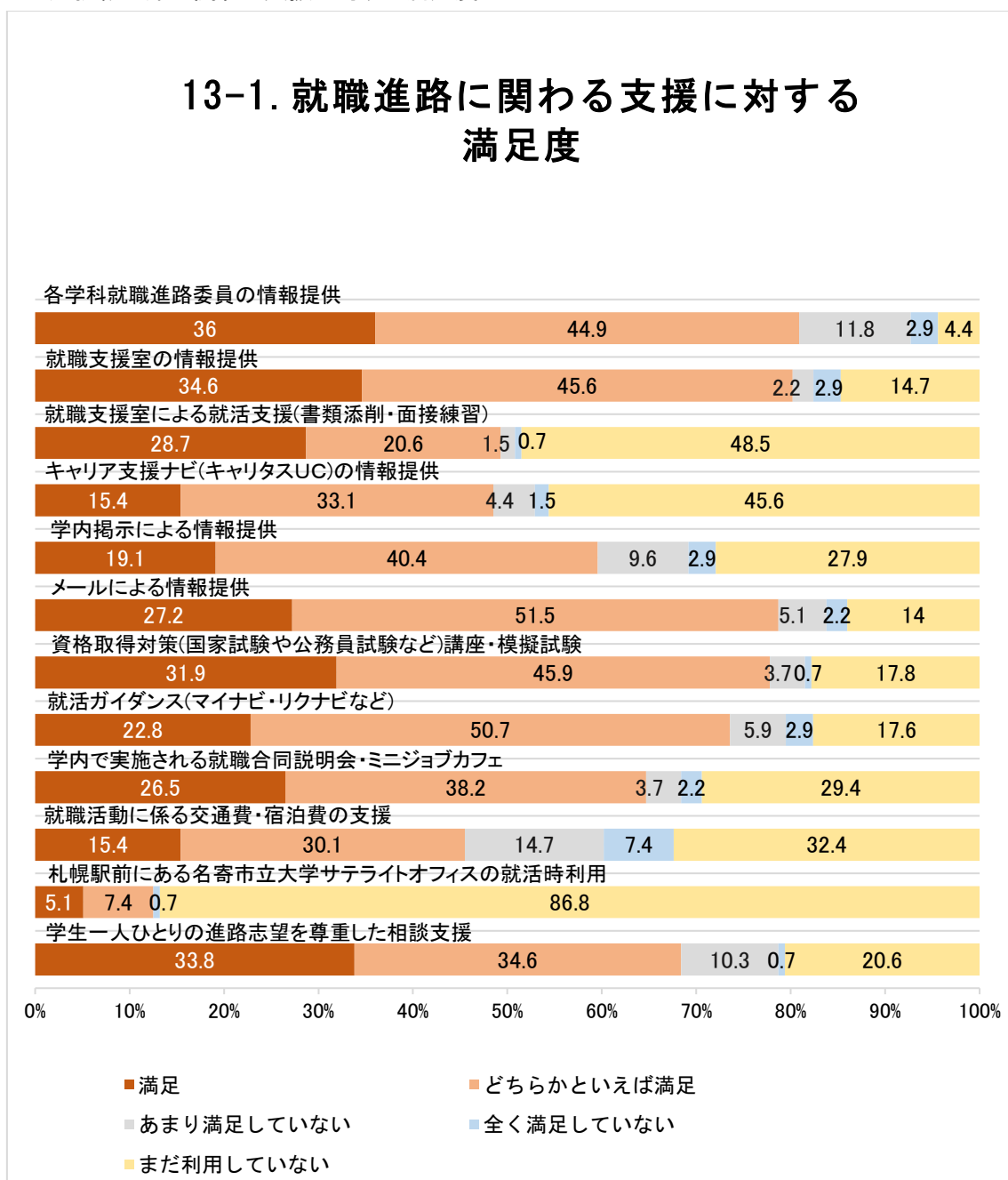


肯定的回答の割合はどれもほぼ同じだが、社会福祉学科では「満足している」の比率がやや低くなっている。社会保育学科は高い。

いずれの項目も前回に比べ、利用率が向上した。特に「防犯、事故・トラブル防止」「飲酒・喫煙、薬物」は15%、「人権擁護・ハラスメント防止」は10%上昇するとともに、肯定的回答も10%以上増加した。全体的に否定的回答の微増もみられるが、それを上回る肯定的回答の増加と利用率の向上を考えあわせれば、満足度は上がったといえよう。

5. 就職進路に関わる支援に対する満足度について

1) 就職進路に関わる支援に対する満足度



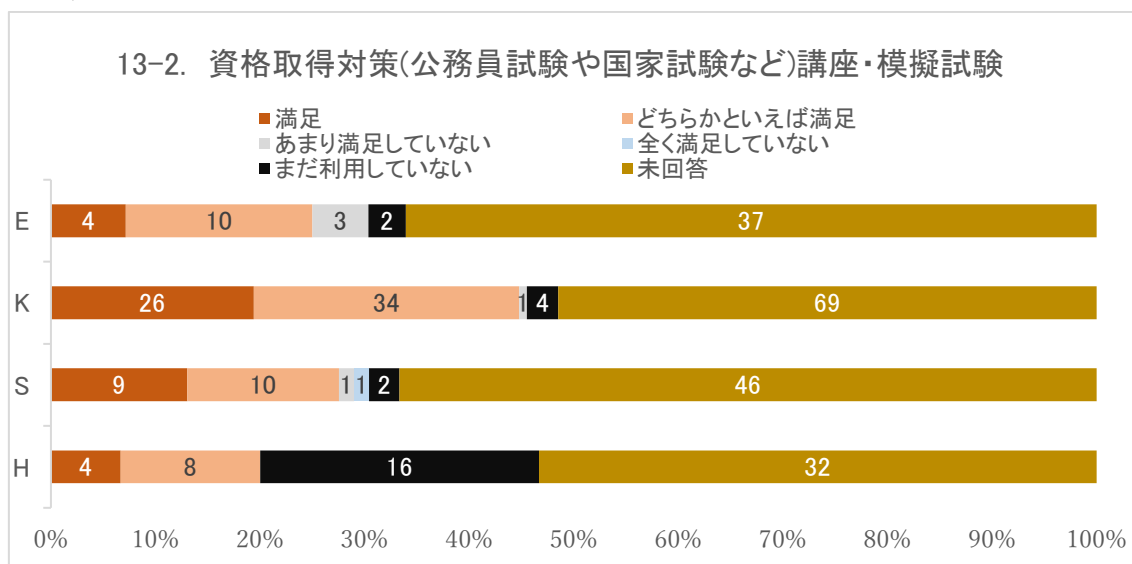
本設問は3・4年生限定である。前回調査の8項目から13項目に増やし、よりきめ細

かい調査を行った。全体的に利用率および肯定的評価の向上がみられる。

「各学科就職進路委員の情報提供」は利用率10%アップ、肯定的評価の割合も10%以上伸びた。「就職支援室の情報提供」も同様である。

「就職支援室による就活支援(書類添削・面接練習)」は今回はじめて設けた項目である。未利用率が高いものの、利用した者からは高い満足度を得ている。「キャリアタスUCの情報提供」「学内掲示の情報提供」も同様で、前回よりは利用率が向上し評価も上がっている。しかしなお利用していない者が多いことには変わらないので、さらなる周知と活用促進を図らねばならない。「メールによる情報提供」は今回初の質問であるが、学内掲示よりも高い利用率と好評を博している。

「資格取得対策講座」は前回調査で「学内実施」と「学外受講支援」に分けていたのを統合した。利用率と肯定的評価ともに大幅な向上を示している。前回調査では「学外受講支援」に関して、学科ごとに満足度の違いがみられたので、今回の結果も検証してみた。



未回答が非常に多いものの、利用した者の満足度は高い。保育の利用率の低さが目立つ。

「就活ガイダンス」「就職合同説明会」は今回初の設問である。いずれも他の項目と同様の傾向にある。

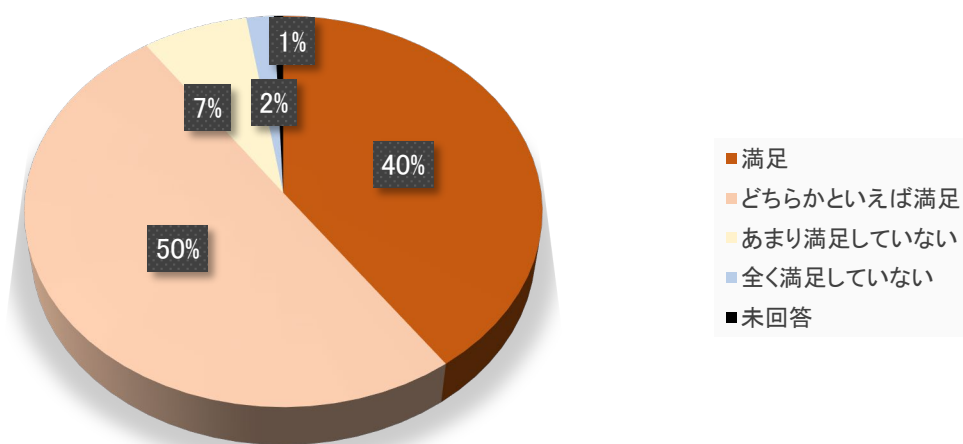
就職活動支援の項目を、今回「交通費・宿泊費の支援」と「サテライトオフィス」のふたつに分けた。旅費支援に関しては他の項目より否定的評価がやや上がる。自由記述回答で、道外への就職支援(情報提供・金銭面両方)の拡充を訴える意見が複数あった。前回調査でも同様の要望が寄せられていることから、継続的な課題として留意したい。サテライトオフィスについても周知を図りたい。

「学生一人一人の進路志望を尊重した相談支援」については、前回よりも利用率・肯定的評価ともに向上がみられた。

6. 本学の学生生活を全体的に総括した満足度について

1) 学生生活を全体的に総括した満足度

14-1. 学生生活を全体的に総括した満足度



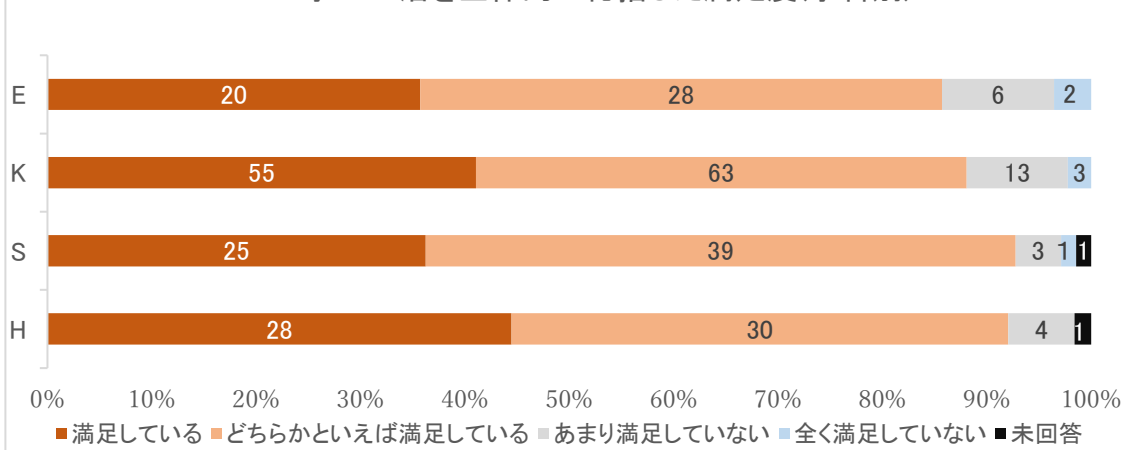
前々回および前回調査からの推移を表にまとめると以下の通りになる。

	令和2年度	令和4年度	令和6年度
満足	28.8%	43.9%	40.1%
どちらかといえば満足	56.9%	48.1%	50.1%
あまり満足していない	11.9%	7.1%	7.2%
全く満足していない	1.8%	0.9%	1.8%

前回調査とほぼ同水準となった。満足度9割を維持できたことは、教職員一同の努力の賜物であろう。

学科別の満足度は以下の通りとなった。

5-2. 学生生活を全体的に総括した満足度(学科別)



III 本調査から得られた課題

1. 学習に関わる満足度について

教育理念・目標の実現度については前回同様高い水準を維持している。学習意欲は微減傾向を示しているが、今後の推移を見守りたい。

学習支援も前回と同様の傾向を示し、個別の履修登録指導、情報提供、学習支援に対する不満が見受けられる。とりわけ、講義の日程や教室変更の連絡が遅いという意見が従来通り目立った。計画の変更を早期に決めて連絡することや、情報提供システムの改善が必要である。

4. 就職進路に関わる支援に対する満足度について

前回よりも利用率および満足度ともに向上がみられた。それでもなお未利用の割合は多いので、今後さらなる周知と活用促進を図るべきである。遠方への就職活動支援も改善を要する。

5. 総括

以上、課題点のみを挙げたが、結論としては満足とする学生が90%にのぼった。今後も高い満足度を維持できるよう、不断の努力を重ねたい。

注) 2. 施設・設備・環境に関わる満足度について、3. 学生生活に関わる満足度については割愛

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

資料3

社会の変化

世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ (well-being) の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と協働しながら、課題を**発見し解決**に導く、学び続ける人材

未来像：人材像

大学進学者数推計

(出生低位・死亡低位) 62.7万人 (2021) ▶ 59.0万人 (2035) ▶ **46.0万人** (約27%減) (2040)

我が国の「知の総和」の向上



- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」(数×能力)を向上することが必須
- 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるように社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

「質」の向上

：教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化

：社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

「アクセス」確保

：地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、**知の総和**を向上するために教育研究の「**質**」を**高める**



① 教育研究の観点

ア. 未来社会を担う人材に必要な**資質・能力**の育成 (**文理横断・融合教育** 等)

イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成

ウ. **デジタル化**の推進 (AI活用 等)

エ. 国際競争の中での**研究力**強化



② 学生への支援の観点

ア. 学生の**多様性・流動性**の向上 (留学生、社会人、障害のある学生等)

イ. 学生への**経済的支援**充実 (社会全体で支える学生の学び)



③ 機関の運営の観点

ア. 高等教育機関の**多様性**確保

イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立 (ガバナンス改革 等)

ウ. **国際化**の推進 (留学モビリティ拡大 等)



④ 社会の中における機関の観点

ア. **社会**との接続・連携強化

イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進

ウ. **初等中等教育**との接続の強化

エ. **情報公表**による信頼獲得

直面する課題

高等教育が目指す姿

高等教育政策の目的

重視すべき観点

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスเปシヤライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与等
 - 高大接続を踏まえた大学入学選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
 - 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア. 多様な学生の受入れ推進
- 多面的・総合的な入学選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し**等
 - 障害のある学生への支援等
 - イ. 留学モビリティ拡大
 - 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改善**等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化等
 - ウ. 社会人の学びの場の拡大
 - 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
 - エ. 通信教育課程の質の向上
 - 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討等

3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築（特に自然科学系）等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）**等
 - イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
 - 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））**の構築
- 全国学生調査の活用



2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

2

高等教育全体の規模の適正化の推進

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等

- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等

- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等

- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

(3) 高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
 - 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等

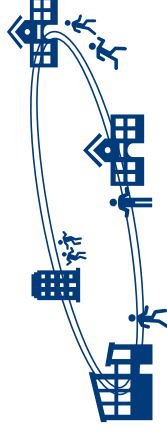
- 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等

- 地域にとっても真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ. 都市から地方への動きの促進等
を通じた**地方創生**の推進

- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等

- 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシヤス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会（令和7年2月21日）

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（1）機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性」と具体的な方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（1）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

（2）設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化 （修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や 連携、再編・統合の推進 に向けた検討 ▶地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶地域の実態を踏まえた教育研究の実施や 定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携 を通じた 機能強化 ▶ 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

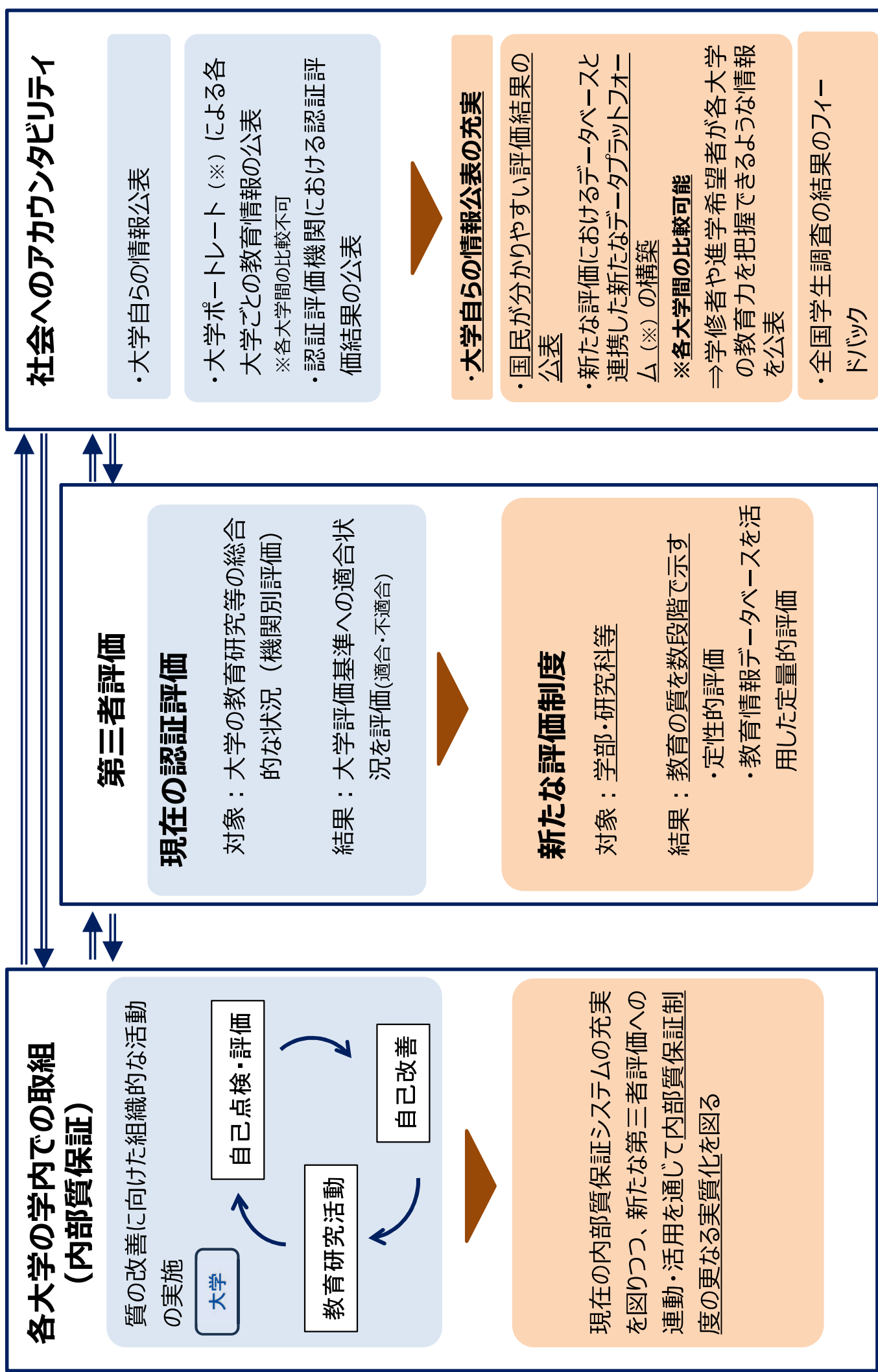
（3）機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

①高等教育の価値	：高等教育は国力の源泉であり、 高等教育への投資は未来への先行投資
②高等教育への信頼	：学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して 情報公表
③必要コストの算出	：教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
④高等教育投資の在り方	： 公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担 のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の 持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

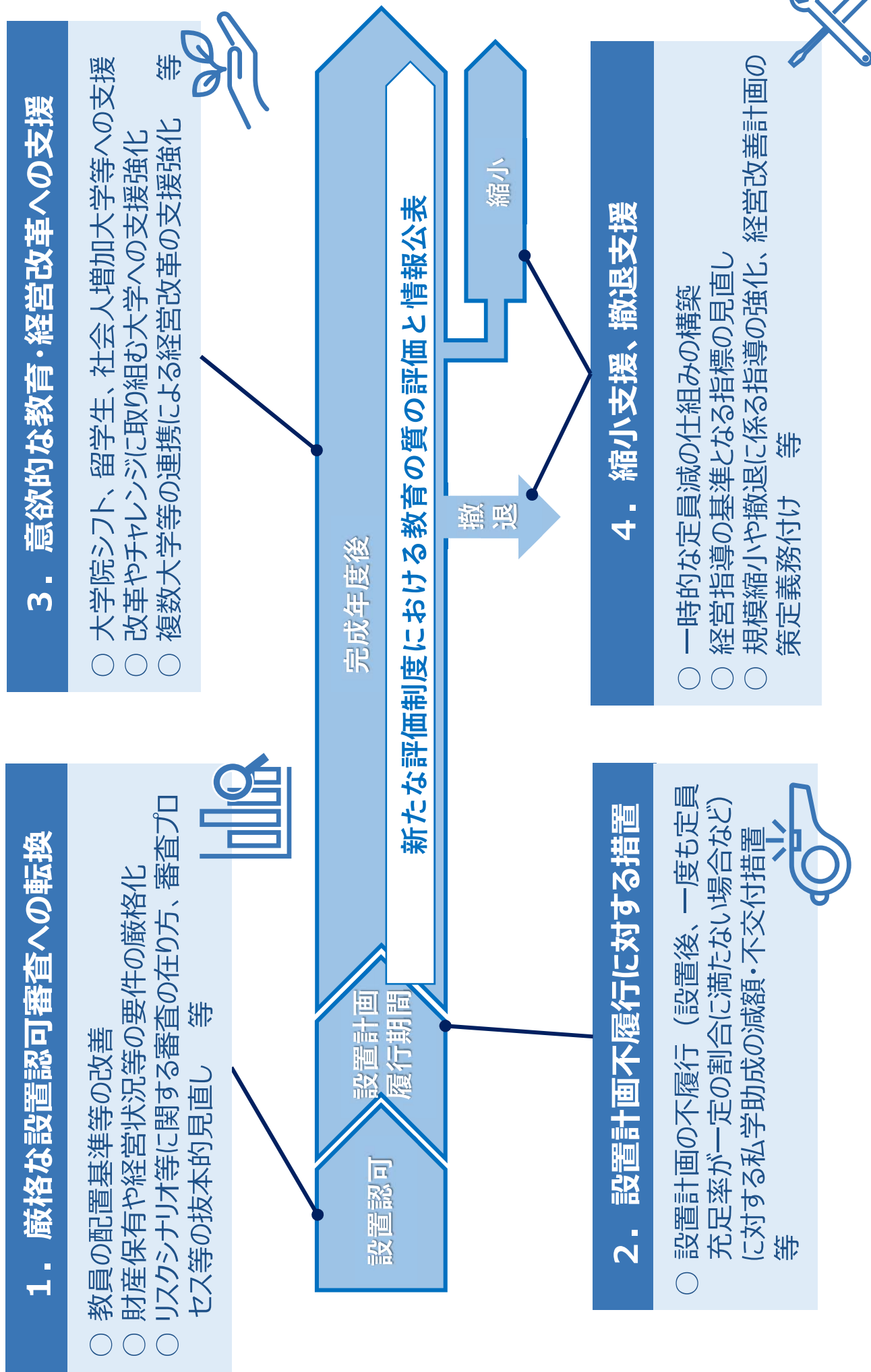
短期的取組（2～3年以内まで）	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組（5～10年程度）	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育への大胆な投資を進めるための 新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

<参考1>新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）



新たな評価制度への移行を通じて、事務手続等の負担軽減を実施

＜参考2＞高等教育機関全体の規模の適正化（イメージ）



地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための地域連携プラットフォームの取組

※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「地域大学振興室」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした大学等連携推進法人（※）の取組

※文部科学大臣が認定

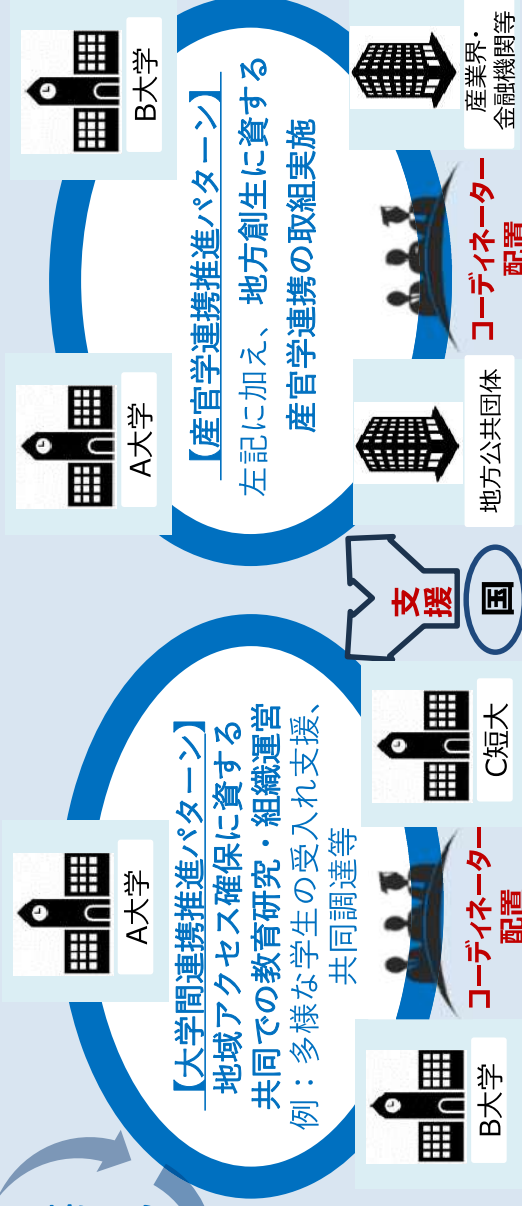
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

平成 15 年 10 月 2 日

公立大学法人化に関する公立大学協会見解（抜粋）

公立大学協会

会長 西澤 潤一

1 はじめに

去る 7 月 2 日、地方独立行政法人法（以下、地独法と略称）が成立し、公立大学を法人化することが可能となりました。7 月 9 日には国立大学法人法が成立しました。わが国の国公立大学にとってきわめて大きな制度改革です。

公立大学協会（以下、公大協と略称）は公立大学が国立大学・私立大学と同等の制度的立場を確立する必要があると考え、平成 11 年以来、公立大学の法人化について検討を重ねてきました。平成 13 年 11 月の臨時総会においては「公立大学が法人格を有することを可能とする法律の整備が不可欠であると確認し、今後その実現に向けて各界に働きかけることを決議する」との意思確認を行いました。さらに、平成 14 年 12 月には、この決議に基づく一連の活動を集約し「公立大学法人化への取組み」をまとめ、意見を表明してまいりました。その後、関係各位の真摯な努力により地独法が成立しました。

公大協は、地独法の成立に当たり、わが国の公立大学が自主・自律と公正な競争を目指す新たな出発点に立ったことを痛切に自覚すると同時に、それぞれの公立大学の設置自治体と国に対し、公立大学法人化への適切な対応を要請するため、ここに見解を表明いたします。

2 21 世紀に向けて公立大学が担うべき役割

公立大学は、1990 年代に入って急速に増加し、現在 76 大学、約 2 万人の教職員、約 11 万人の学生を擁しています。設置自治体数は、39 都道府県、7 政令指定都市を含む 14 市、4 広域組合にわたります。公立大学は、分権化時代の多数の自治体にとって「標準的装備」になったと言えます。

公立大学には総合大学から単科大学までを含み、設置自治体の規模や住民・設置者の大学に対する期待も多種多様であり、それぞれの公立大学は個性的な活動の展開により、その期待に応えていくことが求められています。

すなわち、少子高齢化時代の福祉社会の高度化、生涯学習社会の全面的展開、情報の高度化・多面化・汎用化といった地域のかかえる今日的課題をつねに念頭に置き、産学公連携、自治体政策の研究、地域の教育活動との連携等に取組み、地域の中核となる人材を養成していかなければなりません。

そのために公立大学は、国立・私立の大学と並んで、自主的・自律的な大学運営にふさわしい体制を構築し、その運営の効率性を高め、競争力を強めることで、真に学生のためとなる教育と国際水準の多様な研究を展開し、地域社会と国民に貢献する大学となることが強く求められています。

(以下、割愛)

公立大学法人制度の概要

【基本理念と特徴】

- 1 公共性：公共上の見地から確実に実施されることが必要、適正かつ効率的に業務を運営
- 2 透明性：業務内容の公表等を通じて、組織及び運営の状況を住民に明らかにする
- 3 自主性：事務・事業の特性並びに業務運営における自主性に配慮
 - ・自己責任（中期目標、中期計画等により計画的に業務遂行）
 - ・企業会計原則（企業会計的手法、財務諸表の作成・公表等）
 - ・情報公開（中期目標、中期計画、業務の実績、評価結果等）

【公立大学法人の設立】

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、都道府県にかかる法人については総務大臣及び文部科学大臣が認可。市町村については都道府県知事。

【大学の設置者と法人の設立団体】

直営方式：地方公共団体が公立大学を設置

法人方式：地方公共団体が公立大学法人を設立→同法人が公立大学を設置、運営

（設置）

第1条 本市に市立大学（以下「本学」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。（名寄市立大学条例）

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、〇〇公立大学（以下「公立大学」という。）を△△市に設置する。

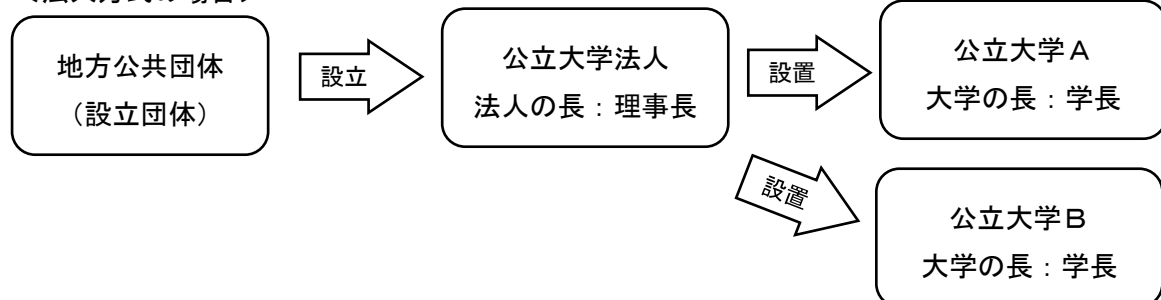
（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、△△市とする。（〇〇公立大学定款）

<直営の場合>

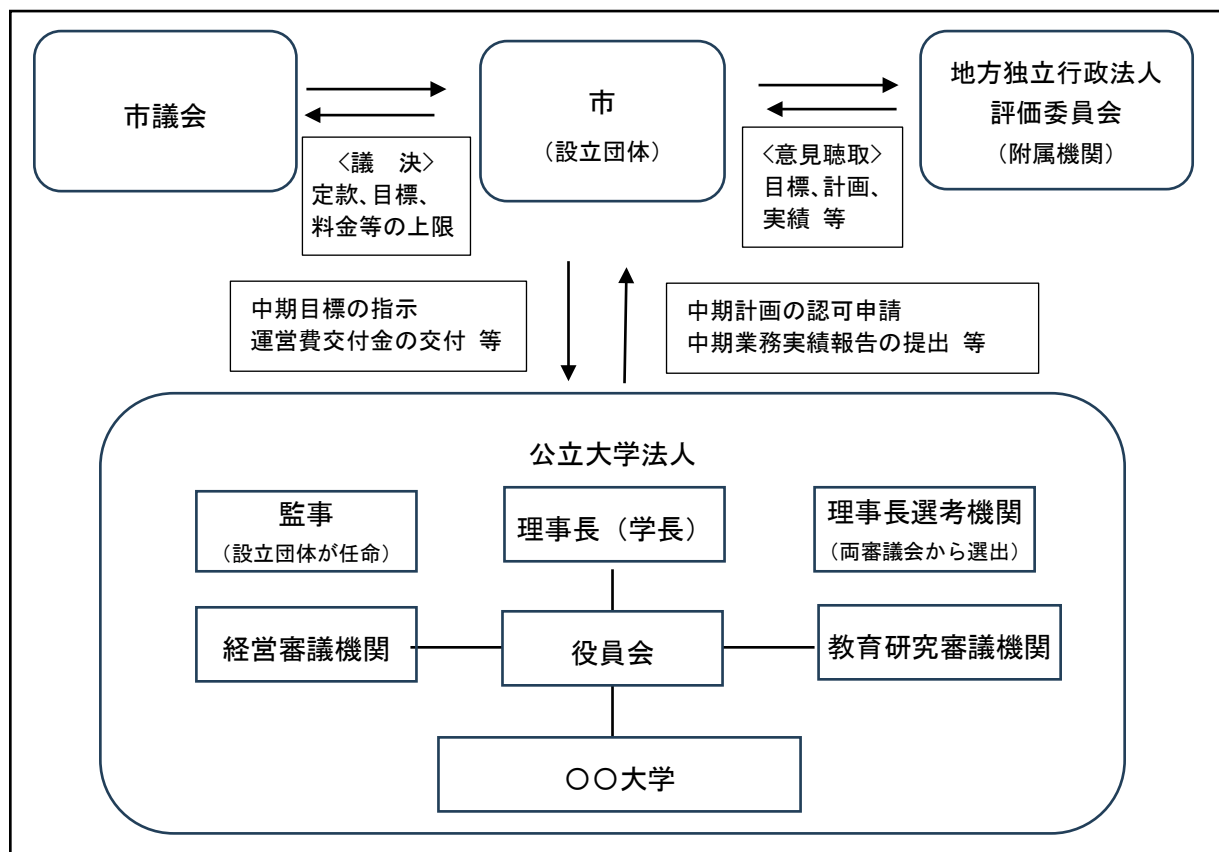


<法人方式の場合>



※法人の経営形態には、理事長・学長一体型と理事長・学長分離型があり、分離型の場合、学長は「副理事長」となる。また、複数大学の場合も、各大学の学長は副理事長となる。

【公立大学法人と市、市議会】



- ※ 1 地方独立行政法人評価委員会：定款変更、中期目標の設定、変更、役員報酬基準、財産処分、中期計画の認可等について設立団体の長に意見を述べる。法人の業務の実績を評価すること、公立大学法人に勧告すること等を行う。
- ※ 2 運営費交付金：使途制限がなく、機動的、弾力的な運用が可能。
- ※ 3 理事長選考機関：経営審議機関から選出された者及び教育研究審議機関から選出された者により構成。理事長の選考及び解任の申し出を行う。
- ※ 4 経営審議機関：法人の経営に関する重要事項を審議。理事長、副理事長その他の者で構成。
- ※ 5 教育研究審議機関：大学の教育研究に関する重要事項を審議。学長、学部長その他の者で構成。

【公立大学法人と地域】

地域への情報公開：目標、計画、実績、評価結果と企業会計方式による財政状況が公表されるため、地域への説明責任を果たすとともに透明性の高い運営が可能となる。
(中期目標、中期計画、実績報告、実績評価／財務諸表 等)

地域の参画：法人の経営審議機関、教育研究審議機関、役員会、理事長選考機関等、大学運営に学外者の参画、チェックが可能。地域・社会の意見を、より反映することができるようになる。

【公立大学法人の特例】

中期目標期間：6年間（公立大学法人以外は3年以上5年以下の期間）

審議機関：「経営審議機関」と「教育研究審議機関」の設置

評価委員会：業務実績評価にあたり、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる 等

※上記以外にも、地方独立行政法人法では、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定。

直営と公立大学法人による大学運営等の比較

項目	直営	公立大学法人
目標・評価	—	・地方公共団体の長は、中期目標（期間 6 年）を策定 ・法人は、中期目標に基づき、中期計画等を策定 ・法人は、第 4 年度と最終年度に実績報告書を提出し、評価委員会の評価を受ける
認証評価	・認証評価機関による第三者評価（7 年以内ごと）	同左
学長の選考	・学長の採用のための選考は、教授会が行う※ 1	・大学に係る選考機関の選考に基づき行う
選考の要件	・人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者	・人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者
組織運営	・自治体組織の一部として、組織編成、定数管理を実施 ・地方公務員として所定の規定が適用 ・人事採用等は、設置自治体が所掌	・法人が独自に組織編成を行う ・教職員の採用については法人が判断 ・非公務員型の人事・組織体系により、弾力的な人事システムの運用が可能
人事制度	・地方公務員 ・地方公務員法等の諸規定が適用 ＜関係制度導入の可否比較例示＞ 任期制※2 ○ 裁量労働制※3 × クロスアポイントメント制度※4 ×	・非公務員 ・法人の就業規則等により、柔軟な就業形態や人事制度の導入が可能 ＜関係制度導入の可否比較例示＞ 任期制 ○ 裁量労働制 ○ クロスアポイントメント制度 ○
財務会計	・市の予算制度による管理 ・単年度予算の原則	・企業会計方式※5 ・大学運営費（運営費交付金、授業料収入）の弾力的な運用が可能 ・繰越金の弾力的な運用が可能
入学料 授業料	・条例で金額、徴収方法、減免等を規定	・地方公共団体の長の認可（議決必要）する上限の範囲内で法人が決定

※1 名寄市立大学の場合。法令では、評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）。

※2 任期制：教育研究活動の活性化を目的として、一定期間の任期付きで雇用する制度。

※3 裁量労働制：業務の遂行手段及び時間配分の決定等を教員等の裁量に委ねることができる制度。

※4 クロスアポイントメント制度：複数の大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約を結び、業務を行うことを可能とする制度。

※5 企業会計方式：地方独立行政法人会計基準（総務省）による。

公立大学法人化のメリット・デメリット

【運営において】

区分	メリット	デメリット
目標・評価	①中期計画や年度計画に基づく運営と業務評価結果の公表が義務付けられ、透明性が向上 ②第三者機関評価や教職員評価による学生サービスの質の向上が可能	①公立大学法人評価委員会の事務負担・経費負担（中期計画・財務諸表等の承認、業務評価など）
組織運営	①理事長（学長）のリーダーシップによる迅速性・柔軟性・戦略性のある意思決定が可能 ②大学運営のノウハウがある外部専門人材の役員登用が可能 ③法人独自の裁量による機動的で柔軟な運営	①理事長（学長）への権限集中により、学内の多様な意見の反映ができなくなる懸念
人事制度	①自主的な判断に基づく弾力的な人事・給与制度の構築による効率的な大学運営・教育研究活動の活性化 ②臨機応変にプロパー職員の採用が可能となり、事務局の専門性が向上 ③任期制・法人独自の給与体系、年俸制・裁量労働制などの弾力的で多様な制度の導入が可能 ④教職員の非公務員化により、民間との連携や兼業・兼職の弾力化が図られ、教育研究活動が活性化	①事務局人事（教職員）の硬直化による、法人組織の活力停滞の懸念
財務会計	①企業会計の導入により、正確な財務分析を法人経営に反映させることが可能 ②細かい費目・節割りをしない予算執行管理が可能 ③使途が特定されない運営費交付金を財源とする自律的な予算執行が可能 ④剰余金を繰越し、翌年度事業に充当が可能	①専門性をもった職員の確保が必要
地域貢献等	①教育研究活動の活性化による、地域産業や住民活動への貢献が可能 ②地方公共団体・企業と連携した共同研究や包括協定締結の拡充が可能	

【移行時における負担】

- ・業績評価制度や勤務管理システムの構築に係る事務負担
- ・財務会計や人事給与など新たな情報システムの構築（改修）による経費負担
- ・不動産鑑定・評価など法人化移行のための経費負担

第3回名寄市立大学在り方検討委員会 参考資料

1	令和7年第1回名寄市議会定例会質疑（大学関係分）	1
2	国立大学法人等に関する資料 これまでの高等教育政策.....（中教審答申「知の総和」P82 参照）	
3	公立大学法人に関する資料	
3-1	公立大学法人と国立大学法人の比較.....	5
3-2	地方独立行政法人制度の概要（公立大学法人を含む）	6
3-3	道内公立大学の状況及び公立大学の法人化動向.....	7
3-4	設置自治体の種別の大学設置状況.....	8
4	公立大学法人のメリット・デメリット等に関する資料	
4-1	大学法人化に関する調査結果（岐阜薬科大学）	9
4-2	道内公立大学法人のメリット・デメリット等に関する調査結果.....	13

<代表質問・東川議員>

●組織形態見直しに向けた名寄市立大学在り方検討委員会の議論経過と今後について

(市長答弁)

少子化の進行によって大学進学者数も年々減少していくことが見込まれる中で、各大学間の競争も激しくなってくることが予想されており、大学は個性豊かで特色・魅力ある大学であるために、様々な創意工夫が必要となっている。

名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学として維持・発展していくために必要な設置形態・改革等について検討するため、学識経験者、保健・医療・福祉などの大学の専門分野に関する有識者、市内関係団体の代表者などで構成する名寄市立大学在り方検討委員会を設置した。

昨年12月に1回目の委員会を開催し、委員委嘱、正副委員長選出に続き、委員長に諮問書を手交した後、18歳人口と大学進学者等の将来推計など国の高等教育の動向及び名寄市立大学の概要などを確認した。2月に2回目の委員会を開催し、名寄市立大学の4学科における過去5年の入学試験状況や類似分野を有する道内大学に加え、就職状況を含め地域と大学の関わり、全国の公立大学の状況について議論を行った。

4月に開催予定の3回目の委員会では、文部科学省・中央教育審議会答申において、今後の高等教育政策の方向性や重視すべき観点などが示された。これを受け、高等教育機関としての在り方について確認を行うとともに、法人化のメリット・デメリットを含め、設置・運営形態の在り方等について議論を行う予定であり、令和7年度中に一定の方向・結論を出すことを目指して、積極的かつ丁寧な議論を重ねていく。

<代表質問・高野議員>

●名寄市立大学在り方検討委員会設置の経緯と大学の現状を周知すべきではないか？

(市長答弁)

少子化が進行する中、大学間競争を勝ち抜き、学生から選ばれる大学として維持・発展していくために必要な設置・運営形態、ガバナンスをどうするべきかを検討するため、大学の設置者である市長部局に職員を配置し、名寄市立大学在り方検討委員会を設置し議論を行っている。

4月に開催予定の3回目委員会では、法人化のメリット・デメリットを含め、設置・運営形の在り方について議論を行う予定で、令和7年度中に一定の方向・結論を出すことを目指していく。

また、委員会での議論を市民にお知らせするため、委員会の要約・顛末及び会議資料はホームページで公開し、報道機関には委員会を公開し、記事として取り上げてもらう。

地域貢献活動の中核となるコミュニティケア教育研究センターでは、活動内容を広く市民の皆様に知っていただくため、年報「地域と住民」や「教員シーズ集」、「ケア研タイムス」などの紙媒体を通じて周知しているほか、大学ホームページやSNSなども活用し、広く市民に周知しており、本市における大学の存在意義や必要性を再確認する機会になり、大学への誇りや愛着の醸成にも繋がるものと考えている。

●ふるさと納税に係る大学授業料クーポンの影響はどう考えているか？

(事務局長代理答弁)

現在のところ30人から約190万円の寄付があった。今後は授業料納付書の送付と合わせてインパクトのある通知方法を検討していきたい。

<一般質問・中島議員>

●外国人留学生と市内の福祉に係る外国人材の留学生の受入れの考え方について伺いたい。

(事務局長代理答弁)

本学では現在のところ外国人留学生としての受入に関する入試区分は設定していない。

文科省からは、留学生を受け入れるにあたり、大学等に対して安心できる魅力ある受入れ体制等の

整備について指導がなされており、留学生に教育理念、教育内容等を踏まえ、大学の個性・特色を明確化し、教育研究の展開や留学生受け入れの考え方について発信していくことが求められている。

組織的な受入れ体制の整備として、アドミッションオフィスといった専門的な組織を整備し、国際交流に関する知識・経験を有し、外国語を使うことができる専門職員や生活面でのケアを行う相談員を配置することが求められている。

外国人留学生に対する奨学金制度として、国費奨学金以外にも大学独自の奨学金制度の創設、留学生が生活するための宿舎の整備が必要不可欠であると指摘されている。

これらの諸課題をクリアしていくことが、外国人留学生を受け入れていく上で大学の責務として取り組んでいかなければならないが、本学での事務職員の配置等を考慮すると、受入れ体制の整備は現段階では難しいと考えている。

市内での介護施設等で就労している外国人材に対する留学生としての受け入れによる介護人材を養成する考えは、本学の学科構成上、介護職へ直接結びつくカリキュラム編制ではなく、新たに教員、カリキュラム等の整備をしなければならず、現行の状態ですぐに介護人材を養成できる状況ではない。

●定員の見直しや学科再編成を検討することが必要と思うが、考え方について伺いたい。

(事務局長代理答弁)

定員の見直しや学科の再編は、学内外へ多大な影響を与える事案であり、検討の際には慎重に進めていくべきと考えている。

現在の検討状況は、各学科の現カリキュラムの点検・改善をすすめるとともに、学修・教育成果等に関する情報収集、分析を行っているIR推進室において、学生のキャリアアップの視点から新たな本学の魅力作りを検討しており、現行のカリキュラム内で新たに取得できる資格などについて検討を始めている。

<一般質問・川村議員>

●名寄市立大学在り方検討委員会の目的、意義について市長の考えを伺いたい。

(市長答弁)

大学を取り巻く環境は大きく変化してきており、2040年には74万人、現在の70%以下にまで減少すると見込まれ、3～4校に1校が廃止になる可能性がある。今後さらに学生確保が難しくなると想定され、個性豊かで特色ある・より魅力ある大学として、様々な創意工夫を凝らしていくことが求められている。

名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学として維持・発展していくために必要な設置・運営形態や改革等について検討するため、学識経験者、保健・医療・福祉などの大学の専門分野に関する有識者、市内関係団体の代表者などで構成する「名寄市立大学在り方検討委員会」を設置し、議論いただいている。

●名寄市立大学在り方検討委員会について、学内ではどのような議論がされているか伺いたい。

(事務局長代理答弁)

在り方検討委員会には家村学長が委員として参加しており、教授会で概要について報告している。現在のところ学内では具体的な検討はされていない。

●昨年11月の総務文教常任委員会で家村学長から説明があった「認証評価受審」「大学院構想の検討」「将来構想の検討」以外で当面の課題として検討されていることがあったら伺いたい。

(事務局長代理答弁)

全学的課題として、令和7年度から社会福祉学科、社会保育学科で新たに導入する総合型選抜に係る入学者選抜の見直し作業。

学修成果、教育成果等に関する情報収集、分析、評価に基づき、入試および教育改革に関する政策提言を行うIR推進室の機能強化。

本学と社会との橋渡し拠点として、教育、研究、社会連携に加え、国際交流、国内交流の更なる推進を図るためのコミュニティケア教育研究センターの機能強化などの取り組みを進めている。

- 昨年の 11 月の総務文教常任委員会では、家村学長から当面の課題として設置・運営形態の在り方に関する内容の話はなかった。そのような状況の中で在り方検討委員会の設置がされたことは急いでいるように思うが考えを伺いたい。

(市長答弁)

ビジョン 2026 の中で運営形態に関する検討の項目があり、学内での議論もなかなか高まっていない印象を持っており、社会環境が大きく変化している中で、このまま大学がずっとあり続けられるのかと危機感をもっており、今回在り方検討委員会を設置した。

- 社会環境の変化や人口減の状況の中で危機感を感じたと思うが、これは全国どこの大学も同じ問題である。名寄市立大学では当面の課題として「認証評価」「大学院設置」に力を注いでいくべきあり、経営形態の見直しなどの検討はリンクしないと思うが考えを伺いたい。

(市長答弁)

認証評価等は学内でしっかりと議論してもらう中で、学内で色々な課題が出てくると思う。その中で設置運営形態は市長部局で検討するのが適当であると考えているので、市長部局に担当を設置して在り方検討委員会を立ち上げた。

- 昨年も独立行政法人化について質問をした。その際に大学では今のところ法人化に関する議論はされていないとお聞きした。学内の中で設置形態に関する疑問等が出ている状況であれば、在り方検討委員会を設置するのは分かるが、市長としてはこれらの議論が出てこないのであれば、市長の方から議論の動きを起こしていきたいという考えか？

(市長答弁)

ビジョン 2026 の中でも運営形態のあり方について、なかなか議論が見えてこない経過がある中で昨年学長が交代する事案があった。大学院の設置に関し議論が深まっていかなかった経過があり、なんらかのアクションを起こさないと今のままでいいのかという危機感を設置者として持った。

これから大学をどうしていくかという議論を行っていくことは非常に重要である。在り方検討委員会では逐一議論の中身を公開しているので、いろんな方に注視してもらい市民に関心を持ってもらう中で、しっかりと議論をしていきたい。

- 大学をどうしていくかという議論は必要と考えている。しかし別の何かが出来ていく印象を持っており、大学の中と同時に動いていくことが必要と思う。大学の中ではどう考えているのかを把握する必要があると思うが考えを伺いたい。

(市長答弁)

大学のあり方を大局的に学内で議論されているのかという意見も聞いており、運営と経営がバラバラでないか、組織のガバナンスに問題があるのではないかと指摘もあった。あらためて大局的にどう動いていくのかに関して議論できる組織であるのかについて危機感を持っている。

<3/17 予算委員会・今村委員>

- 今年度の志願状況についてどのように受け止めているか伺いたい。

<事務局答弁>

学校推薦型が 130 人、一般前期 169 人、一般後期 182 人、合計 481 人の志願があった。昨年度は全体で 440 人であった。昨年度を踏まえ学生募集対策の強化が反映されたと考えている。

- 就職対策の成果と名寄市への定着対策について伺いたい。

<事務局答弁>

就職支援員 2 名を配置し、履歴書の添削や面接指導等きめ細やかな就職支援を行った。就職活動の早期化の流れに対応して低学年から就職診断などのガイダンスを行っている。令和 6 年度 3 月末現在では 95% の内定率となっている。市内への定着に向けて名寄ミニジョブカフェを 2 回開催する予定。

- ふるさと納税で大学授業料クーポンを始めたが、新年度予算に計上しているのか？また奨学金制度との関連性について伺いたい。

<事務局答弁>

昨年 12 月から授業料クーポン制度が始まったので当初予算は計上していない。ふるさと納税され

た寄附金は学生支援ということで奨学金にも活用されている。

- 全道的にも介護・福祉の人材不足が非常に大きな課題。子ども家庭庁の保育士復職支援強化を行っているが、大学でも就職対策の中で運用されているのか伺いたい。

<事務局答弁>

保育士復職支援は、保育士・保育所支援センターを設置して、保育士要請施設と職業安定所が連携して実施する。現時点では指定都市や中核市が補助を受けて取り組むこととなっており、市町村が対象となっていない。

- ふるさと納税のPR強化が必要であり、大学内で解決するのではなくデザイン作成などアドバイザーの支援を受けながら名寄市全体として、ふるさと納税に取り組む考えがあるか伺いたい。

<事務局答弁>

市全体としてふるさと納税に取り組む考えでいる。大学で出来ることは積極的に取り組む必要があり、道内外の進路説明会や高校訪問の際にPRしていく。授業料納付書を送付する際に寄付を後押しできる対策を検討していきたい。

- 名寄市立大学はただの教育機関だけではなく、地域に根ざしたケアの未来を開く意義は非常に大きいと思う。現状や次年度に向けての学長の考えを伺いたい。

<学長答弁>

本学の抱えている大きな課題が3つある。次年度は認証評価受審の年であり、準備を進めている。大学院設置は昨年8月に検討を再開し、WGを組織するとともに各学科等に2巡目の説明等をし、次の段階に進めていく。昨年市長部局での在り方検討委員会が設置していただき感謝している。その中で大学の経営形態がこれで大丈夫かという議論になると思う。公立大学のほとんどが法人化をしているが、法人化をしていない大学が6校ある。それは入学定員が200人未満の小規模校で、検討の中で法人化を見合わせる大学もある。法人化はたくさんのメリット・デメリットがあるので十分議論をし、名寄市立大学にとっていい経営となるのかを市民と一緒に議論し、つくり上げたい。この他にも学修者本位の教育・研究環境となっているかについて、学生だけではなく教員の視点からも検討していく。

入試制度では次年度から総合型選抜を行う予定で準備をしている。学内の組織体制の見直しも重要であり、急ではあるが今年度中に再編整備に取り組んでいる。

<3/17 予算委員会・川村委員>

- 家村学長としては初めての予算編成に取り組まれた。次年度取り組むべき重点事項について伺いたい。

<学長答弁>

先ほど答弁をした3点の重要事項は取り組むが、学内の学習環境を整えることが大事。特に教員の継続的な研究環境の整備とともに学内の組織体制をさらに見直しに取り組む。これは大学そのものを大きく変えていくための戦略的で横断的な取り組み組織の準備を進めている。

<3/17 予算委員会・中島委員>

- 前回の認証評価で1点是正勧告、4点改善課題が指摘されているが、改善状況について伺いたい。

<学長答弁>

内部質保証について十分に体制が整備されていない指摘があり、急ぎ体制図を見直し学内組織との関係について整理をした。研究環境の整備では教員の職務把握がされていなかったのも、急ぎ調査等をしながら改善を図っていききたい。編入学の問題ではすでに改善を行った。単位制度の実質化では見直しを検討している。

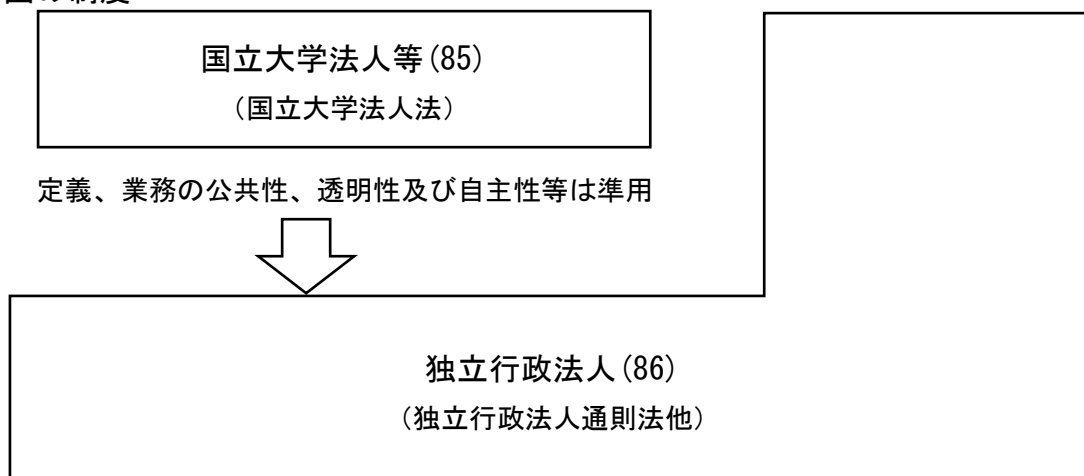
- キャップ制について次年度の認証評価受審をする時は改善されているのか伺いたい。

<教務部長答弁>

上限単位を見直すのか全学的な学習支援体制の整備などの総合的な取り組みとして改善を図るかについて学内で議論をした結果、全学的に学修・学生生活支援を含めて総合的な支援体制を取ることによって単位実質化の改善に向けて取り組んでいる。

公立大学法人と国立大学法人の比較

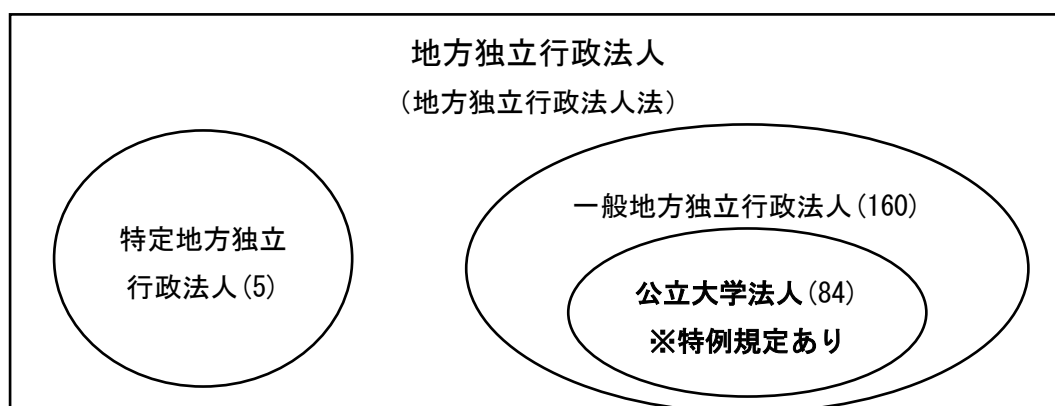
○ 国の制度



※国立大学法人等には、大学共同利用機関法人 4 法人を含む

※法人数は 2025 年 4 月現在

○ 地方公共団体の制度



※法人数は 2024 年 4 月現在

【共通する基本理念】

- 1 公共性：公共上の見地から確実に実施されることが必要、適正かつ効率的に業務を運営
- 2 透明性：業務内容の公表等を通じて、その組織及び運営の状況を住民（国民）に明らかにする
- 3 自主性：事務・事業の特性並びに業務運営における自主性に配慮

地方独立行政法人制度の概要（公立大学法人を含む）

【定 義】

- ・住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であること
- ・地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるもの
- ・上記2点について、効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人

【種 類】

一般地方独立行政法人：特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

特定地方独立行政法人：地方独立行政法人（略）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるもの。

【対象業務】

- 1 試験研究
- 2 大学、高等専門学校
- 3 公営企業相当事業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
- 4 社会福祉事業
- 5 市町村における申請等関係事務
- 6 公共的な施設の設置及び管理（介護老人保健施設、展示施設、博物館、美術館他）
- 7 上記に附帯する業務

【参考：地方独立行政法人の設立状況一覧】

2024.04.01 現在

設立団体の種類	大学	公 営 企業型	試験 研究	社会 福祉	博物館	動物園	申請等 関係事務	合計
都道府県	51	24	10	1	0	0	0	86
指定都市	8	9	1	0	1	1	0	20
市区町村	21	31	0	0	0	0	1	53
一部事務組合 ・広域連合	4	2	0	0	0	0	0	6
合計	84	66	11	1	1	1	1	165

※特定地方独立行政法人は全5法人（内数）。公営企業型2（病院）。試験研究3（技術センター）

※大学内訳：1法人で複数大学あり。4年制大学83、短期大学1

道内公立大学の状況及び公立大学の法人化動向

【道内公立大学の状況】

大学名	入学 定員	大学院	開学 年度	法人化		理事長 ・学長	設立団体
札幌医科大学	200	○	1950	2007	移行型	一体型	北海道
釧路公立大学	300		1988	2023	移行型	分離型	一部事務組合
はこだて未来大学	240	○	2000	2008	移行型	一体型	広域連合
名寄市立大学	190		2006				
札幌市立大学	175	○	2006	2006	新設型	一体型	札幌市
千歳科学技術大学	240	○	2019	2019	新設型 私学転換	一体型	千歳市
旭川市立大学	200	○	2023	2023	新設型 私学転換	分離型	旭川市

【全国的な公立大学の法人化動向】 2025. 03 現在

- ・全 101 大学中 92 大学が法人化。法人数は 84（1 法人で複数大学の設置あり）
- ・法人化していない 9 校の内、大学院大学及び専門職大学の 3 校を除くと 6 校。
- ・6 校中、調査、または検討するとしているのは 4 校。

（茨城県立医療、千葉県立保健医療、川崎市立看護、長野県看護大学）

大学名	設置者	備 考
名寄市立大学	名寄市	
茨城県立医療大学	茨城県	2022 年にコロナ対応等により法人化検討を一旦停止。 2023. 06 第 2 期アクションプラン 後期計画（R5～8）「次期 アクションプランまでに法人化への目途をつける」
千葉県立保健医療大学	千葉県	<u>2025. 03 調査検討会議にて 2028 年度法人化を含め、報告 書を取りまとめ</u>
川崎市立看護大学	川崎市	<u>2019. 03 （仮称）川崎市立看護大学整備基本計画で 2025 年度以降、運営手法について検討予定。</u> 2022 年度開学。2024. 03 母体となる看護短大閉校。 2025 年度大学院設置（修士課程、博士課程同時開設）
長野県看護大学	長野県	2023. 12 第 4 次中期計画（2024-2028）に大学運営形態の検 討を位置づけ。
香川県立保健医療大学	香川県	

設置自治体の種別の大学設置状況(令和5年度)

参考資料3-4

下線を付した大学＝自治体直営 9

		都道府県 43/47	政令市 9/20	中核市等 12/84	一般市 17/687
総合大学	5学部以上 かつ学生 定員4,000 名以上	東京都立、 大阪公立(府市共同)、 兵庫県立	横浜市立、 名古屋市立、 大阪公立(再掲)、 北九州市立		
	複数分野 の学部を 有する大 学	岩手県立、秋田県立、宮城、新潟県立、 山梨県立、長野県立、富山県立、福井県立、 静岡県立、静岡文化芸術、愛知県立、 滋賀県立、京都府立、公立鳥取環境(県市共同)、 島根県立、岡山県立、県立広島、山口県立、高 知県立、高知工科、福岡県立、長崎県立、熊本 県立 (23大学)	札幌市立、 広島市立	旭川市立、 公立鳥取環境(再掲)、 福山市立	長野、公立小松、 福知山公立、尾道市立、 山陽小野田市立山口東 京理科、 周南公立、 名桜(組合立)(8大学)
単科大学	看護系以 外 同一分野 の複数学 部を持つ 大学を含む	札幌医科、国際教養、山形県立米沢栄養、 福島県立医科、会津、群馬県立女子、 東京都立産業技術大学院、石川県立、 <u>静岡県立農 林環境専門職</u> 、静岡社会健康医学大学院、 <u>情報科 学芸術大学院</u> 、愛知県立芸術、京都府立医科、奈 良県立医科、奈良県立、和歌山県立医科、芸術文 化観光専門職、叡啓、九州歯科、福岡女子、沖縄 県立芸術 (21大学)	京都市立芸術、 神戸市外国語	公立はこだて未来(広域連 合)、青森公立、秋田公立 美術、高崎経済、前橋工科、 長岡造形、金沢美術工芸、 <u>岐阜薬科</u> 、下関市 立、宮崎公立 (10大学)	釧路公立(組合立)、 公立千歳科学技術、 三条市立、 都留文科、 公立諏訪東京理科(組合 立・3市)、 (5大学)
	看護系 看護医療 系の単科 大学	青森県立保健、山形県立保健医療、 <u>茨城県立医療</u> 、 群馬県立県民健康科学、埼玉県立、 <u>千葉県立保健医療</u> 、神奈川県立保健福祉、 新潟県立看護、 <u>長野県看護</u> 、石川県立看護、 岐阜県立看護、三重県立看護、 <u>香川県立保健医療</u> 、 愛媛県立医療技術、大分県立看護科学、 宮崎県立看護、沖縄県立看護(17大学)	<u>川崎市立看護</u> 神戸市看護		<u>名寄市立</u> 、 敦賀市立看護、 新見公立

大学の区分はあくまでも参考。事務組合等立については、組合を構成する町、⁸村も関与する自治体となるが本表では省略している。

(出典)公立大学協会作成を
基に一部修正

「大学法人化に関する調査」結果より

実施者：岐阜薬科大学事務局

実施年月：2022 年 10 月～11 月

対象：98 大学（岐阜薬科大学を除く全公立大学）

回答大学：38 大学

背景：岐阜薬科大学での法人化検討にあたり実施

概要：

1 法人化して良くなったこと、または、悪くなったことについて（自由記載）

自由記載のある大学	15 大学
メリットデメリット特になし	3 大学
開学時から法人、法人化前のため比較記載不能等	3 大学
合計	21 大学

→自由記載のあった15大学の要点を項目別に抽出。

なお、大学名が特定されうる具体的な記載、数値等については、省略した。

2 法人化後の外部資金（科研費、共同研究費、受託研究費、奨学寄附金、国からの補助金など）について

・法人化後、外部資金が得やすくなった、もしくは手続き上、効率的になったと思いますか。

① そう思う	9 大学
② あまり思わない	1 大学
③ 変わらない	18 大学
回答総数	28 大学

→「そう思う」と回答した9大学の理由の要点を抽出

【岐阜薬科大学概要】

開学：1932 年設置の岐阜薬学専門学校を母体として、1949 年に岐阜市が設置。
2025 年 4 月、法人化。

学部等：薬学部薬学科（入学定員 120 人）

修業年限：6 年

「大学法人化に関する調査」結果 自由記載

1-1 法人化して良くなったこと

【目標・評価】

- ・法人化前の大学は、行政組織の一部であるがために、大学運営上様々な制約を受けていたが、法人化後は、競争的環境の中で自主性・自律性の下、自らの判断と責任において、多様で特色ある教育研究の展開などが可能となっている。

公立大学を法人化する効果については、一般的に運営面、人事面及び財務面での効果が挙げられるが、最大の効果は、計画・実施・評価・改善という一連のマネジメント手法が、法の下で義務化されることにより、教職員の意識改革とともに、大学改革の着実かつ不断の推進が期待できることにある。

こうした効果が相まって、大学の使命である教育・研究の充実と地域連携の強化が図られ、学生にとっても魅力ある大学になるものと考えている。

- ・中期目標・中期計画・年度計画に基づく目標管理制度の導入により、自己改革・改善が推進されたこと。
- ・評価委員会による業績評価等を通じた業務改善サイクルが確立されるとともに、公立大学の評価に係る客観性を向上させることができた。

【組織運営】

- ・理事会中心の大学運営となり、法人の意思決定が機動的に行われ、法人主体による効果・効率的な大学運営が可能となった。
- ・大学のより自律的な運営が可能となったこと。
- ・法人として主体的な意思決定が可能となった。
- ・予算執行・組織など、理事長（学長）のリーダーシップのもと、公立大学法人の責任において機動的・迅速に意思決定を行うことが可能となったこと。
- ・学内における意思決定が速くなったことや予算の配当・執行について柔軟な対応が可能となったこと。
- ・大学独自の制度運用が可能になったこと。

【人事】

- ・予算・人事面で柔軟な対応ができる。
- ・法人職員として、大学特有の専門的な知識・経験を有する職員の採用・配置が可能となったこと。
- ・法人プロパー職員が定着し、大学を運営することによって、設置者直営時代と比較して、事務職員の経験値が蓄積されやすい環境になっていると感じている。

【財務】

- ・企業会計原則・運営費交付金方式の導入により、経営状況・経営責任が明確になるとともに、中期目標期間（6年間）を見通しての法人経営が可能となった。
- ・運営費交付金により、予算編成上の裁量が拡大し、自主的・自律的な大学運営を行うことができる。
- ・予算執行の際の科目区分等の取扱いや執行の可否について、大学の特性を踏まえた判断ができるようになり、より効率的・効果的な教育研究費の執行が可能となった。
- ・研究等の支出の取扱いなどに裁量的余地が生じた。
- ・学内における意思決定が速くなったことや予算の配当・執行について柔軟な対応が可能となった。
- ・自立的・能動的な予算配分、執行、管理が可能となった。
- ・予算・人事面で柔軟な対応ができる。
- ・普通運営費交付金に関しては自律的な予算執行が可能になった。
- ・予算執行の自由度が増した。
- ・予算の「節」がないため、柔軟な執行が可能。
- ・経理上の手続き等を学内で完結できるようになり、効率的になった。
- ・経営努力により生じた剰余金を大学の事業に充当することができることから、インセンティブが高まり、経営意識が醸成された。
- ・目的積立金活用等により、設備の故障などの緊急の事案に対して機動的な予算執行が可能となった。

1-2 法人化して悪くなったこと

- ・6年間の中期計画や毎年度の年度計画の策定やこれらの業務実績報告書の作成に伴う業務が増加。
- ・計画や評価など、大学業務の負担が増えた。
- ・大学独自で人事・労務や給与・施設管理等に関する業務を行わなければならない、業務が多岐にわたるため、職員の負担やシステム導入費用の負担が大きい。
- ・庶務・給与・財務事務を法人で実施する必要性が生じたため、システム調達及び事務執行に多大な人的・物的コストが生じた。
- ・決算や経理処理など、法人独自で行う業務が増えた。
- ・職員のプロパー化により人材の確保に苦慮。
- ・設立団体からの運営費交付金の額について、年々減少傾向にあり、交付額の予算折衝が難航する場合が多いこと。
- ・「外郭団体」化によって首長などの政策形成から遠ざかること。
- ・法人化時点の行政ルールがアップデートされないまま残ること。

2 法人化後の外部資金（科研費、共同研究費、受託研究費、奨学寄附金、国からの補助金など）について

※外部資金が得やすくなった、もしくは手続き上、効率的になったと回答した大学の理由等を抽出

- ・法人化前制度が約 15 年前のため手続きについてはわからないが、受入額ベースで法人化前後 5 年平均 1.28 倍増のため得やすくなったと思われる。
- ・特に会計事務に関し、直営と比べ、執行が容易であり、組織としての意思決定がスピーディーになったため。
- ・法人化後は、各大学の創立記念事業の寄附金募集や、大学の特色を活かした受託事業の実施、クラウドファンディングによる事業資金獲得等、法人独自で様々な外部資金獲得を行うことができるようになったため。
- ・法人化後、職員体制が強化され、外部資金を主担当とする職員が配置できるようになったため。
- ・設立団体の予算に縛られることなく、法人の判断で対応できるため。
- ・法人の理事会承認のみで対応可能となったため。
- ・外部資金の申請、採択率向上のために、説明会の実施や研究支援体制、教員評価基準の見直しを行い、申請、採択件数ともに増加。また、法人化後、外部資金の管理方法を見直し改善することにより、外部資金はシステム管理となり、外部資金に係る事務処理全般が効率的になっている。

道内公立大学法人のメリット・デメリット等に関する調査 結果

実施者：名寄市総合政策部

実施年月：2025 年 3 月

対象：道内公立大学 6 校

回答大学：6 大学

内容：名寄市立大学在り方検討委員会における検討にあたり実施したもの。

1 公立大学法人制度の良いと思われる点、または法人化によるメリットについて

【管理運営】

- ・理事長をトップとする新たな経営体制により、スピーディーに問題や課題に対応できる。
- ・適正かつ迅速な大学運営、透明性をもった組織運営、大学独自の責任と裁量による柔軟性のある運営
- ・業務運営の自主性・自立性を高めることにより、法人自らの責任において、機動的、弾力的な対応を行い、真に住民ニーズに合致した行政サービスの提供を行うことを可能とするとともに、広範な情報の公表を義務付けるなど、効率的で透明性の高い運営を確保できる。

【人事】

- ・設立団体からの派遣職員から大学独自のプロパー職員の採用に転換することで、知識と経験が蓄積され、より大学運営に積極的に携わることができる。
- ・事務局職員が設置自治体の職員でないため、大学運営の専門性が図れるのではないかと考えられます(教職協働による大学運営)。
- ・独立行政法人化することにより、組織・定員管理を法人自らの責任で行うこととし、効率的かつ効果的な組織編成等を行うことが可能となる。

【財務】

- ・企業会計システムを導入することで、他大学との比較により、本学の強みと弱みを把握できる。
- ・従来の行政組織における使途を制限した事前管理を行わず、いわゆる「渡しきりの交付金」として交付される運営費について、独立行政法人が自らの責任で支出し、これにより、使途の弾力的変更や年度間の繰越等が可能となることから、効率的かつ効果的な財政運営が可能となる。

【外部資金の受け入れに関連して】

- ・寄附金(研究支援など)が若干増加傾向にあります。
- ・研究評価による資金の重点配分や外部資金の獲得等、独自の取組みを速やかに実施できるなど大きな改善効果が期待。

【教育、研究活動に関連して】

- ・ 入学者増加を目指して学生目線に立った教育活動や特色ある研究を展開することで、受験者から選ばれる大学経営（教育・研究活動）が図られる。
- ・ 地方団体直営に伴う諸規制が緩和され、調査・研究等、比較的長期を要する事務について、長期契約や年度間繰越、使途変更の弾力化などにより、自主的かつ機動的な運営が可能になること。
- ・ 役職員の身分が非公務員となり、教職員の能力をその研究活動の活性化、地域社会への貢献、産学連携の推進という形で最大限発揮できること。

【社会貢献、地域貢献に関連して】

- ・ 外部委員の登用が義務付けられており、評価を受けるため、今まで以上に地域との結びつきが必要となり、知識の還元や社会貢献の増加を期待できる。
- ・ 地域へ赴く（赴いた）医師等に対する研修システムの確立や地方勤務を希望する受験者への支援策の検討等、独自の取組みを実施できるなど改善効果が期待。
- ・ 地域の中核的医療機関等に対する人的・技術的支援や連携方策の検討、臓器別診療科の設定の検討等、独自の取組みを速やかに実施できるなど改善効果が期待。

2 公立大学法人制度の良くないと思われる点、または法人化によるデメリットについて

【管理運営】

- ・ 法令に規定されている計画実行の諸手続きと学校教育法などの法令との兼ね合いで、点検評価事務を様々に行う必要があります事務の負担となる虞があります。

【人事】

- ・ 限られた職員定員となることから、プロパー職員の固定化が発生する。（他大学や公大協への職員派遣などを検討）
- ・ 法人化による事務職員のプロパー化によって、設置団体との事務折衝の円滑化が課題となる。
- ・ 教職員等の採用などは人件費に係るケースであるため財務運営との兼ね合いで設置者との協議が必要となる場合があります。

【財務】

- ・ 新たな財政制度や理事長など人件費の増加に対応するため、コストの増加が発生する。
- ・ 法人設立に伴う会計システム整備等の初期費用のほか、監査費用など新たな経常的経費が必要となる。
- ・ 設立団体の財政負担として運営費交付金及び施設整備補助金、修学支援補助金などを財源としているため、年度ごとの大学事業は設立団体の予算編成によるところが大きく、全国的な大学を取り巻く環境に対して、機動的な本学運営が実施できるよう、工夫した財務運営が必要だと思われます。